

第18回明石市入札監視委員会議事録

日 時 平成23年7月28日（木曜日）

9時20分～12時00分

場 所 明石市議会棟 第3委員会室

出席者（委員：委員長以下50音順）

太田委員長、石原委員、田中委員、檀委員、中川委員

（事務局）

小西財務部次長兼契約課長、廣瀬係長、中川工事契約担当係長、近野事務職員、藤田事務職員、角谷事務職員、山本事務職員

（工事主管部署）

都市整備部：吉田建築室長、南耐震推進課長、久納建築係長

下水道部：進藤下水道部長、山西下水道部次長、立岩下水道建設課長、松原工事第1係長、吉本主任

水道部：木下公営企業管理者、大西水道部次長、荒木工務課長、辻工務係長、石田技術職員

（議事開始前の手続き）

1 開会（9時20分）

2 委員長の選任

委員の互選により太田委員を委員長に選任

3 職務代理者の選任

委員長の指名により中川委員を職務代理者に選任

4 議事録署名人の選任 議事録署名人を決定

(議事)

1 建設工事に関する入札・契約手続きの運用状況報告（平成22年度下半期分）

(1) 事務局から、平成22年度建設工事執行実績総括表及び平成22年度下半期建設工事執行実績リストにより、平成22年度下半期（平成22年10月1日～平成23年3月31日）の発注状況（明石市【水道部含む】172件）を報告

- ・ 制限付一般競争入札（大型工事） = 9件
- ・ 制限付一般競争入札（1.5億円未満） = 138件
- ・ 随 意 契 約 = 25件

(2) 事務局から、平成22年度下半期指名停止措置リストにより、平成22年度下半期（平成22年10月1日～平成23年3月31日）に指名停止措置を行った内容（19事件、延べ20者）を報告

運用状況報告における主な質疑・意見等

○指名停止措置について

Q 指名停止措置期間が終了した場合には、業者は入札に復帰すると思うが、措置を受けたことに反省をするというか、再発を防止するという観点から何か誓約書のようなものを提出させるような制度や運用上のものはあるのか？

⇒A 指名停止措置時、対象業者には改善報告書の提出を求めている。
本案件についても改善報告書の提出は受けている。

Q 再三指示を受けた後の指名停止措置であっても、改善報告書の提出は指名停止措置後となるのか？

⇒A そのようになる。本案件では、指名停止措置の対象となる事象が工事の終盤に発生したため、指名停止措置時には工事は終了していた。

Q 再三指示を受けたのに従わないといった内容の指名停止措置というのは、よくある事象なのか？

⇒A ここ最近では記憶がない。恐らく初めてではないかと思う。

Q 技術者の配置について、何故従わなかったのかという報告は受けているか？

⇒A 対象業者は技術者数が少なく、その中の一人が体調を崩し、代わりに配置できる技術者もいなかったため、一人の技術者が複数の現場を管理することとなった、と聞いている。

○発注状況について

Q 今期の発注状況について、これまでと比較して何か特徴的な傾向などがあるのか。

⇒A 平均落札率について、前々期から前期が低下したのに対して、前期から今期にかけては若干上昇した。これは昨年7月に低入札調査基準価格を約5%上げた影響があるものと考ええる。

また、傾向ではないが、昨年7月の低入札調査基準価格の引上げと同時に行った予定価格等の事後公表の試行について、平成22年度末までの状況について報告しておく。なお、比較は工事規模等による相違を排除するため、平成21年度の5,000万円以上の事前公表の案件と、平成22年度の5,000万円以上の事後公表の案件とを比較したものである。

・平均落札率については低入札調査基準価格を上げたにもかかわらず、事前公表と事後公表では違いは見られなかった。

- ・平均参加者数については違いは見られなかった。
- ・くじ引きについては、事後公表ではくじ引きは発生していない。
- ・低入札価格調査の発生頻度については違いは見られなかった。
- ・低入札調査基準価格未満での応札頻度については、事後公表の方が高くなっている。事前公表の案件では、特に価格競争が激しくなる一部の案件を除いては、1件の案件につき低入札調査基準価格未満での応札者が1～2者である場合が多かったのに対し、事後公表の案件では、全体の半分以上が低入札調査基準価格未満での応札となっているものも見受けられた。
- ・不調案件の発生状況では、前期までに発生していた、全者（実質は1者）予定価格超過で無効となったことによる不調に加え、今期は後ほど審議いただく案件において、全者低入札による失格又は無効となったことによる不調が発生した。
- ・予定価格や低入札調査基準価格を不正に聞き出そうとする圧力や働きかけがあったという報告は現在のところ受けていない。

Q 事前公表の案件において、1者が低入札調査基準価格未満での応札で、残りがすべて低入札調査基準価格と同額の入札というのは談合が疑われるものではないのか？

⇒A その結果のみをもって談合とは言えないと考える。というのは、低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合、失格になる恐れがある上に手続が面倒な低入札価格調査を受ける必要があり、また、低入札案件の手持ち制限を受けることになる。各業者が本当にこの案件において低入札調査基準価格を下回る価格で応札すべきなのかを検討し、それでも応札した業者が1～2者となり、残りの業者については、落札はしたいが、低入札価格調査を避けたい、という心理があるのではないかと考えている。

手持ち制限という制度は、ある程度、特定の業者に仕事が偏らず、万遍な

く仕事が行き渡るような役割も担っているように感じる。

Q 事前公表の案件では、くじ引きの発生が増えているように感じるが？

⇒A ご指摘のとおりで、事前公表の案件ではくじ引きの発生が増加している。これは、低入札調査基準価格を上げたことが原因であると考えている。

Q 工事成績優良業者対象工事の落札率が高くなっているが、工事の内容がそうさせているのか、それとも工事成績優良業者対象工事だからなのか？

⇒A 工事成績優良業者対象工事は、名前のとおり工事成績が特に優良な業者のみが参加できる工事であり、優良業者数が少なければそれに伴い競争率が下がり、落札率は高くなる。現時点では、優良業者となれば工事成績優良業者対象工事に参加できるというインセンティブが働き、工事成績の上昇を目指してもらうことを期待して、当該工事の発注を行っているところである。

Q 工事成績優良業者対象工事の工事成績は、他の工事と比較して高くなっているのか？

⇒A 工事成績優良業者対象工事の平均点とその他の工事の平均点を比較すると、前者のほうがかかなり高くなっている。ただし、工事成績優良業者が施工した工事成績優良業者対象工事の平均点と、その他の工事の平均点にはそれほど大きな違いはない。

⇒A 工事成績優良業者については工事成績優良工事の施工に力を入れるというよりは、全般的に優秀な工事成績を獲得し、工事成績優良業者の地位を守ろうとし、また、その他の業者については、工事成績の向上を図り、工事成績優良業者になれるよう努力しているという話を聞いているので、工事品質の向上の効果は発揮されているのではないかと考えている。

Q この工事の発注目的は平均点・及第点よりもさらに高い品質のものを目指してという側面からだったと記憶しているが？

⇒A ご指摘のとおりであり、その反面当該工事については競争率が下がり、落札率が高くなっている。この工事の発注を行うことによる効果や弊害を検証することにより、発注規模の拡大・縮小あるいは廃止を含めた検討をしていきたいと考えている。

品質と競争のバランスをとることは難しいと思うが、引き続き検討を行って欲しい。

2 案件抽出審議

事務局等から、事前に抽出担当委員が選定した下記の3件の工事について、抽出案件説明書により、工事概要及び業者選定から落札決定に至るまでの経緯を説明

- ・ 制限付一般競争入札（大型工事）＝ 2件
- ・ 制限付一般競争入札（1.5億円未満）＝ 1件

※抽出担当委員

檀 委員 — No.1、2

中川委員 — No.3

案件抽出における主な質疑・意見等

No.1 〔制限付一般競争入札（1.5億円未満・電子方式）〕

西脇区画整理内（6工区）管布設工事

Q 本案件は、参加者全者が事前に公表されている低入札調査基準価格と同額で応札し、くじ引きとなっている。その原因をどのように考えているのか確認したい。

⇒A 本案件が全者同額で応札されたことについて、2つの視点から分析

を行った。1点目は、何故全者が予定価格の80%まで入札価格を下げる事ができたのかについてで、2点目は何故全者が低入札調査基準価格を下回る価格で応札しなかったのかについてである。

1点目については、本工事は年度末に発注された工事であり、工事の発注時期の平準化を計っているところではあるが、規模の大きな工事については比較的発注件数が少なくなる時期であり、また、その時点において施工中の工事も完成に近づいていることから、入札価格を下げてでも新たな工事を受注したいという心理が働いたものではないかと考えている。

また、本工事は区画整理地区内という囲まれた区域内での施工であり、多数の自動車や歩行者が通行する一般の道路の下水道工事と比較すると、施工・監理が行いやすい現場であったため、人気が高く、入札価格を下げる事ができたのではないかと考えている。

2点目については、低入札案件の手持ち制限の影響ではないかと考えている。本市では、リスクヘッジの観点から、平成16年度より、各業者が保有する技術者数によって、低入札案件の手持ち制限を設けている。技術者数が10人以下の業者は1件まで、11人以上20人以下の業者は2件まで、21人以上の業者は3件まで低入札調査基準価格未満の価格で落札できることとしている。年度末はこの手持ち制限一杯に工事を受注している業者が多く、新たに低入札等差基準価格未満で応札できない状況となっている。本案件の入札参加者も大半が手持ち制限一杯に受注しており、やむを得ず低入札調査基準価格と同額で応札したのではないかと考えている。

Q 低入札調査基準価格未満で応札できた業者もあったようであるが、何故応札しなかったのか？

⇒A それらの業者については、低入札調査基準価格未満で応札してまで落札したい案件ではなかったのか、あるいは、後に単価契約の発注等があるので、低入札調査基準価格未満での応札を控えたのではないかと

と考えられる。

Q それでは、年度末の応札状況は大体この案件のような感じとなるのか？

⇒A 土木一式工事については、本案件と同様な応札状況となっており、くじ引きの発生も多くなっている。建築一式工事については、高落札率の案件もあり、一概に同様であるとは言えない。

Q それには何か理由は考えられるか？

⇒A 建築一式工事については、新年度となった後も夏休みが主な施工期間となる工事が発注されるが、土木一式工事は新年度になるとしばらくの間、発注が減少する状況にある。したがって、年度末に受注するメリットは土木一式工事のほうが大きいと考えられる。

Q 質問は戻るが、区画整理地区内の工事は何故人気が高いのか。一般管理費等が削減できるのか？

⇒A 本工事箇所が施工が行いやすい現場であるという理由について説明すると、一般道路の工事では夜間は交通開放となるので、埋め戻しを行い、舗装仮復旧まで行う必要があるが、本工事では堀置きが可能であるため、埋め戻し・舗装仮復旧の作業時間に加え、翌日に再度掘削を行う手間が省略できるなど、作業効率がよいということが挙げられる。また、他の地下埋設物の工事に先行して施工するものであるため、他の地下埋設物の影響や移設等を考慮する必要がないということも挙げられる。

Q 同時期に発注されている「管渠工事」という名称の工事は参加者数が少なく落札率も高い。これは難易度が高い工事だということか？

⇒A それらの工事は管更生工事で、通常の下水道管を布設する工事ではなく、既存の管を修復する工事である。施工には特殊な技術が必要であるため、参加業者が限られてしまう。したがって、通常の下水道工

事では市内業者のみを参加対象としているが、本工事では準市内業者までを参加対象としている。しかしながら、特殊工法であるため経費を削減しにくく、また材料費の占める割合も大きいため、落札率が高くなるという傾向がある。

※以下の内容については一部非公表とする内容を含むため公開しない。

No.2 〔制限付一般競争入札（大型工事・電子方式）〕

南二見ほか地内水道管布設工事

Q 本工事は、市内業者でも施工可能な内容を積算し、市内下請負率を13%と設定し、市内業者も大規模な工事の一部を施工することで、技術力を向上させようとしていると思われるが、それでは施工実績を積んだことにはならないので、元請としては、なかなか新しい工事に参加できないのではないか？

本案件の参加要件（海底横断又は河川横断を含む推進工法の実績）で、市内業者は参加できたのか、何故このような参加要件となったのか？

⇒A 本案件は水道部において、数年ぶりの大規模な推進工法の工事であり、また、初めての海底横断を含む工事であったことから、海底推進時の水の流入や、海底での機械のトラブルがあったときの対処等のリスクを軽減するため、このように少々難易度の高い参加要件となり、市内業者は恐らく参加できないものとなっている。なお、比較的推進工事が発注されている下水道部では、市内業者を対象とした案件も発注されていると聞いている。

Q 何故海底横断のような経路となったのか？

⇒A 通常、海上や河川上の管布設となった場合、水管橋とする場合が多いが、今回は既存管が隣の二見大橋沿いに布設されているおり、当該管が有事の時にリスクを分散させるために別経路となっている。

- Q 市内業者が施工することを想定した工事内容はどの部分か？
- ⇒A 推進工事と直接関係のない土工や配水管布設工などである。下請の市内業者が購入する材料費等を含めると、実際は13%よりも大きな率となる。
- Q 下請業者は入札参加要件に挙げられている実績要件を満たしていてもよいのか？
- ⇒A 満たしていなくても良い。
- Q 低入札価格調査を経て落札決定となっているが、工事の進捗状況はどうなっているか、遅れ等は発生していないか？
- ⇒A 大きな推進工事は既に終了しており、特に遅れ等は発生していない。
- Q 一番札の業者が無効となっているが、実績要件を満たさなかったということなのか？
- ⇒A ご質問のとおりで、公告後の質疑において要件中の文言の定義づけを行っていたにも関わらず、その要件を満たしていなかったため無効となったものである。
- Q そういった文言の定義等の細かい内容までは、公告文には記載しないものなのか？
- ⇒A そのような訳ではなく、本案件も公告文に記載しておけば無効となる業者も発生しなかったかもしれないが、公告時にはそこまでは至らなかった。今後は公告時点で、誤解が起こりにくいような内容としていきたい。
- Q 本案件は市内業者の品質評価合計点と市外業者の経審総合評定値について、同じ点を参加要件としているが、これは市内業者にとっては有利な要

件となっているのか？

⇒A 品質評価合計点とは経審総合評定値に明石市独自で評価した品質評価点を市内業者に加算しているものである。※以下の内容については一部非公表とする内容を含むため公開しない。同じ点数を参加要件とした場合、市内業者の方が有利な要件となっている。

Q 本工事に限らず、市内下請負率の設定以外に市内業者育成の取り組みについてどのようなことを行っているのか？

⇒A 先ほどの下水道部においては市内業者を対象とした推進工事の発注が行われている、をもう少し詳細に説明すると、推進工事の中では比較的難易度が高くない工事に関しては、総合評価落札方式等により、実績を求めず市内業者でも参加できるような試みをしている。また、難易度が中程度の工事に関しては、発注案件よりも低い難度の工事の実績で参加可能とし、市内業者が参加できる案件数を増加させるようにしている。

Q 今回の対象期間に発注されている総合評価落札方式の案件の実績要件や落札業者はどうなっていたのか？

⇒A 入札参加に必要な実績要件はなく、実績があれば総合評価における評価点が加算されるような要件としていた。当該案件では※以下の内容については一部非公表とする内容を含むため公開しない。入札価格が一番低い業者が落札となった。

Q 下水道部の取り組みは聞いたが、今回の結果を受けて水道部としては今後どのように考えているのか？

⇒A 水道部においても今後推進工法の案件が発注される際には、下水道部とも調整しながら、市内業者が参加対象となる案件を増やしていくようにしたい。

Q 市内業者育成や市内業者の受注拡大に向けての取り組みは聞いたが、実際に市内業者の技術力が向上していることを把握しているのか、どのようにして確認しているのか？

⇒A 今まで発注がなかったような案件や、今まで市内業者に発注していなかった案件を新たに発注する場合において、当該案件の参加対象業者に市内業者を加える場合においては、工事主管課・工事検査課・契約課等で協議を行い決定することとなるが、その際にはその時点における市内業者の技術力を判断することになる。市内業者への発注対象工事が拡大していることから、市内業者の技術力は向上しているものと考えている。しかしながら、それらを数値化して検証することは難しく、実際に数値化できているわけではない。

⇒A 業者の技術力を現す指標として、工事成績が挙げられるが、土木一式工事については、上昇している傾向にある。

しかしながら、工事成績を上昇させる取り組みは他にも行っているようなので、一概には本件のみにおける成果とは言えないのではないかと。

Q 技術力向上に向けての取り組みは評価できるが、成果をフィードバックできる指標は必要ではないか。

⇒A 指標については工事検査部門とも協議の上、作成が可能であるかどうかを含めて検討していきたい。

No.3 [制限付一般競争入札（大型工事・電子方式）：

明石市立野々池中学校屋内運動場耐震補強ほか工事]

Q 本工事は1回目の入札ではすべての業者が低入札価格調査における数値的判断基準により失格、あるいは低入札案件の手持ち制限超過により無効となり不調・再発注となっている。耐震補強工事の発注は以前からあり、入札参加者も積算には慣れてきているはずなのに、何故このような結果と

なったのか。以前から指摘しているが、市が積算に使う市場単価（刊行物や県の単価）と業者が持っている単価とでは大きな乖離があるのではないか？

⇒A 積算については、市場単価を使用することとされている。市場単価はまず刊行物に掲載されている単価を採用するが、これに掲載されていない単価については、業者からの見積単価を使用することとなる。

※以下の内容については一部非公表とする内容を含むため公開しない。

今回の工事については、これらの作業を行っているにも関わらず、低価格での入札になっている。

Q それは、市の積算金額が高すぎるということなのか、それとも参加業者がダンピングしているということなのか？

⇒A ※以下の内容については一部非公表とする内容を含むため公開しない。一概にはどちらとも言えないのではないかと考えている。

Q 現在の制度では、低入札価格調査が行われ、調査をクリアしないと落札できないということは業者も承知しているはずである。そんな中、全者がダンピングをしているとは考えにくい。市が発注する建築工事すべてがこのような状況になっている訳ではなく、市の積算に近い金額で入札参加者も積算しているものもある。そんな中、耐震工事だけがこのような状況となっている。耐震工事についても初めて発注された頃は、施工方法も特殊であり、施工経験もないことから、落札率は高いものとなっていた。その後、発注が増加し、業者も経験を積んだことにより、経費を抑えられるようになってきたのではないか。その辺りを市の積算では反映できていないように感じる。刊行物の単価を採用している箇所については、すぐに反映させることは難しいとは思いますが、その点についてどう考えているか？

⇒A 本委員会で指摘を受けたものについて、積算方法を見直したのものもある。さらに見直しができるかどうかについて検討したい。

Q この件に限らず、適正な市場価格を把握しておくことは非常に重要なことだと思う。一度目の入札でこのような結果となった時点で、市場価格と乖離があったと考え、二度目の入札の前に見直しは行わなかったのか？
⇒A 時点修正を行い、直近の単価を採用した。

Q 市場価格と乖離があるような状況を解決する具体策はないのか？
⇒A 確かに市場価格が刊行物に反映されるのには多少時間がかかるように感じるが、設計を行うには積算基準があり、刊行物がある場合はそれを採用することとなっている。※以下の内容については一部非公表とする内容を含むため公開しない。

Q それでは、一度目の入札結果を受けても、刊行物の単価を採用している限り、その単価は妥当であると考えているのか？
⇒A すべてが妥当であるとは考えていないが、基準どおり行っていないと指摘を受けることになる。※以下の内容については一部非公表とする内容を含むため公開しない。価格変動が激しい時代においては難しい問題であると考えている。

Q 今後は市場価格に少しでも近づけるためにどのような取り組みを行っていくのか？
⇒A 繰り返しになるが、刊行物の単価を採用するものについては難しいが、見積単価を採用するものについては、単価採用の精度を上げるような努力をしていかないといけないと考えている。

Q 本工事に限らず耐震補強工事の落札率は低くなっているが、出来ばえや工事成績はどうなっているか。特に低いということはないか？
⇒A 初期に発注された工事については、すでに完成しているものもあるが、特に品質の悪いものは見受けられない。

Q 質問は戻るが、他の耐震補強工事の落札率も低く、70%台となっているが、何故、本工事のみ60%台の入札率となったのか？

⇒A 本工事の耐震補強の方法については、他の工事より特殊なところがあり、屋根面がダイヤモンドシェルということで、現場で原寸をとってそれに合わせてプレートを作成するという過去に明石市では発注されていないような工法がとられており、その辺りが、市積算と業者積算との乖離となったのではないかと考えている。

Q 低入札価格調査の数値的判断基準における失格率が高すぎるために失格者が多いということはないか。見直しを行う予定はないのか？

⇒A 低入札案件の品質を確保するため、失格率の引上げの検討を行う必要があるかも知れないが、引下げについて見直しを行う予定はない。

3 その他

次回の抽出担当委員は2人で協議又は申し送りにより抽出を行うこととする。

4 閉会（12時00分）